



No.637
3 分間
税ミナール
令和 7 年 5 月 7 日

ヤマダ総合公認会計士事務所
代表 山田良平
〒124-0012
東京都葛飾区立石 1-12-11 ヤマダビル
TEL:03-3694-6091
FAX:03-3691-6680

国税庁 納税猶予制度の告知リーフレットを公表

国税庁は令和7年4月23日、ホームページにて「昨今の経済情勢の変化などの影響により、納税が困難な方には猶予制度がありますという、2頁のリーフレットを公表しました。

これは、昨今の経済情勢の変化などの影響により、国税を一時に納付することができない場合、要件のすべてに該当するときは税務署に申請することにより、原則として1年以内の期間に限り、納税の猶予が認められますので、所轄の税務署(徴収担当)にご相談くださいというものです(申請による換価の猶予:国税徴収法第151条の2)。

納税猶予を受けられる要件として、あげられているものは次の通りです。

- ① 国税を一時に納付することにより、事業の継続または生活の維持を困難にするおそれがあると認められること
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること
- ③ 猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと
- ④ 納付すべき国税の納期限から6ヶ月以内に申請書が提出されていること

なお、原則として猶予を受けようとする金額に相当する担保が必要となっておりますが、担保の提供により、事業の継続等に著しい支障をきすおそれがある場合には担保は不要です、としています。

また、既に滞納がある場合や納期限から6ヶ月を超える場合であっても、税務署長の職権による換価の猶予(国税徴収法第151条)が受けられる場合もあります、としています。

納税猶予の申請後は税務署において所定の審査が行われ、納税の猶予が認められますと、原則、1年以内の期間に限り、猶予されます。なお、状況に応じて猶予期間の延長が認められる場合がありますが、当初の猶予期間と合わせて最長で2年とされています。また、猶予期間中の延滞税が軽減され、財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。

さらに個別の事情に該当する場合は、他の猶予制度を活用することもできますので、その場合は、所轄の税務署(徴収担当)にその旨をお申し出下さいとしています(納税の猶予:国税通則法第46条)。

「納税が困難な方には猶予制度があります(国税庁リーフレット)」(令和7年4月)はこちらから、納税猶予制度の詳細、納税猶予申請書等はリーフレット内のQRコードからご覧いただけます。

<https://www.nta.go.jp/topics/pdf/0025004-089.pdf>

